

議案第6号

大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月3日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大網白里市個人情報保護条例（平成16年条例第13号）の一部を次のよう  
に改正する。

第2条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平  
成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平  
成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律  
（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行  
する。